



公平な納税の実現のため 桂川町は 滞納者への徴収に全力です！

「税」は、福祉や教育の充実、快適な生活環境づくりなど、私たちの暮らしを豊かにする町の大切な財源です。
忘れないように、納期限までに自主的に納付してください。
桂川町では、納期限内に納付した方と納期限内に納付がなかった方との不公平をなくすため、様々な取り組みを行っています。
【問合せ先】 税務課 ☎65・1076

税 金を納期限までに納めない滞納者に厳しく対応！

督促手数料や日数に応じた延滞金を徴収！

納期限内に納付している方との公平性を
図るため、納期限後に納付する方には、
本来の税額と合わせて延滞金を徴収します。

延滞金の割合 ※特定の期間中は割合が異なります	
納期限の翌日から1カ月まで	納期限の翌日から1カ月以降
7.3%	14・6%

財産調査を実施！

滞納者の財産を発見するために、下記の項目などの調査を行います。なお、この調査は、地方税法および国税徴収法に基づき、**滞納者に事前の了承を得ずに行うことができます。**

- ◆勤務先への給与調査
- ◆生命保険会社への保険加入状況等調査
- ◆金融機関への預金調査
- ◆取引先への売掛金調査
- ◆官公庁への不動産の調査
- ◆自宅などへの搜索



不動産・預金・給与などを差押え！

再三の催告にも応じず、納税相談の連絡がない場合は、**財産の差押えを実施**します。
なお、差押え後も納付がない場合、差押えされた財産は、滞納者の意思にかかわらず、債権の取り立てや公売により換価し、滞納町税に充てます。

県 と連携して徴収強化！

福岡県地方税収納対策本部筑豊地区特別徴収班から、4人の職員が派遣されました。任期は5月からの約10カ月間。

今後、桂川町税務課の職員と連携し、滞納

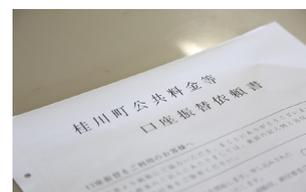


者の自宅への搜索や自動車・不動産などの差押えや公売など滞納整理推進に携わります。

口座振替で納め忘れ防止！

納税は、自動的に指定の口座から引き落とされる口座振替が便利です。納期限ごとに金融機関などで納める手間が省け、納め忘れがありません。手続きの方法などはお問い合わせください。

【問合せ先】 税務課
☎65・1076



※病気や失業などの特別な事情で納期限内に納めることができない方は、
そのまま放置せず必ず相談を！